

## 古代東北の蝦夷と北海道

### 学位論文内容の要旨

古代の東北地方北部(現在の岩手県・秋田県以北)には、朝廷によって「蝦夷(えみし)」と呼ばれた住民集団が存在し、朝廷の支配に服さず、独立の領域と独自の文化圏を形成していた。しかるに8~9世紀の間に、朝廷は大規模な軍事力を投入してこの蝦夷の地を侵攻し、蝦夷の民を支配領民に編入する政策を進めたのである。本論文は、この蝦夷社会の構造を考察するとともに、蝦夷社会と周縁地域(北海道・沿海州などの北方地域、および仙台平野・横手盆地以南の地域)との関係を視野に収めつつ、朝廷による軍事侵攻の過程に分析を加え、その蝦夷支配政策、即ち、蝦夷の「公民」化政策の特徴と実態を分析することを中心的課題とする。さらに、北海道に眼を広げ、東北地方および朝廷との関係を通して現れる古代北海道の蝦夷の特性をも明らかにしようとするものである。

かかる課題については既にかんがりの分厚い研究史の蓄積があり、また、その史料となる文献は量的に必ずしも豊かとはいえない。本論文の基本姿勢は、文献史料を解読し直すことによって新たな解釈の可能性を探るとともに、考古学の成果にも依拠し、蝦夷の実像を多面的に捉え直そうとすることにある。

第I部は東北地方の蝦夷に関する研究である。古代の東北地方では、蝦夷勢力の反乱とそれに対する朝廷軍の侵攻、即ち、蝦夷と朝廷との戦争が774年から811年まで38年間も繰り返された。第一章はこの長期にわたる戦乱の本質の分析である。

第一章における関口氏の主張は主に次の3点にある。第1に、胆沢の蝦夷とその南方の服属した蝦夷、及び陸奥国の一般公民との間に連携・連帯がみられ、これに坂東地方における抵抗運動を併せて、戦乱が38年もの長期に及んだ理由はここに求められるとする。第2に、胆沢地方の蝦夷は農耕民とみなされるべきであるとする。氏は、蝦夷を非農耕・狩猟民とみなす従来の説を批判し、文献史料の検討と考古学の成果に基づき、それは既に階層分化の顕在化した農耕社会であったと捉える。第3に、朝廷軍の徹底した焦土作戦によって蝦夷社会は荒廃に瀕し、そのため蝦夷の抵抗も終焉することになったと説く。

次の第二章は、服属した蝦夷に対する朝廷の支配政策・身分編成と、その「公民」化の過程の分析である。服属した蝦夷はすぐに公民(百姓)と同じ身分になるのではなく、「夷俘」や「俘囚」と呼ばれる身分に編成された。この「俘囚」と「夷俘」とは区別された用語であるとするのが、関口氏の最も重要な主張である。氏はその史料的根拠を示した上で、両者の相違を、姓の差別や、所管機構の相違、位階と蝦夷爵の差別、「公民」身分獲得条件

の相違などについて指摘し、服属蝦夷はかかる2種類の身分集団に差別・分断されたとする。このような服属蝦夷政策は弘仁2年(811年)に大きく転換し、「俘囚」の陸奥・出羽への残留と「夷俘」の全国各地への移住などの諸政策が実施され、「俘囚」と「夷俘」はそれぞれに軍事警察力として利用されつつ、「公民」化が進められたとする。

さらに第三章は出羽国雄勝郡の成立を論じ、第四章は38年戦争の最後となる弘仁2年(811年)の戦争(岩手県北部・東部地方の蝦夷が服属)の性格を論じる。以上の第I部の中でも、特に第一章と第二章は本論文の中核をなすものであり、蝦夷研究に新生面を開いた大きな成果であると認められる。

第II部は古代北海道に関する研究である。文献に散見する「渡嶋蝦夷」が何を指すか、北海道とみなしうるかどうかについては諸説をみるが、第一章は、まず、「渡嶋」=北海道説を史料解釈上最も妥当であると確認する。さらに、朝廷は「渡嶋」との交渉を出羽国に管轄させたこと、恒常的な朝貢・交易関係があったことを指摘し、その分析から江別・恵庭地方に存在する北海道式古墳は8~9世紀に築造されたとみることも可能であると議論を展開する。

次の第二章は、「渡嶋蝦夷」と出羽国との交易関係をさらに具体的に分析し、その私的交易は8世紀以来広くみられ、政府は一貫してこれを禁止する政策をとったこと、特に北海道産ヒグマ皮が珍重されたことを説く。続いて第三章は、沿海州の肅慎・靺鞨・渤海と北海道・東北地方との交流をさぐった論文である。『日本書紀』の語る7世紀の阿倍比羅夫と「肅慎」との接触を題材に、その背景にある「渡嶋蝦夷」と沿海州地方との関係は8世紀に継続したこと、朝廷はそれらとの交易の統制に関心をもったことを説く。さらに第四章は、蝦夷とアイヌとの関係を論じる上で一つの題材として取り上げられてきた毒矢の使用の存否について、文献を調査したものである。蝦夷が毒矢を使用したとする史料の初見は空海『性靈集』(9世紀)であるが、以後、蝦夷の毒矢使用に触れた文献は12世紀末にいたるまで全く存在しないことを述べ、古代の蝦夷において毒矢は使用されなかったとみるのが妥当であると論じる。第五章はクマ皮が朝廷の儀式用の敷物や身分標識として珍重されたことを述べ、それが中国思想の受容に由来するという側面もみるべきことを指摘している。

以上のように、第II部の諸章は、北海道古代史の解明という困難な課題に斬新な光を当てたものであり、それぞれに意欲的な成果として評価することができる。

第III部は以上の蝦夷論に付随する形で、国分寺という地方官寺と郡という地方行政制度のあり方を分析したものである。第一章は国分寺が「俘囚」反乱の攻撃対象になったという事実を端を発し、9世紀後半に新羅・蝦夷問題の危機が高まるなかで、国分寺は兵乱鎮圧の機能を担うものに変質したということにその関連性を説く。第二章は蝦夷の地に郡制施行が進展した9世紀に、西日本においても郡制の再編が行われたことを論じる。第III部は朝廷の蝦夷支配政策と全国的政策との関連を明らかにしており、本論文の論旨に広がりを与えている。

# 学位論文審査の要旨

主 査 教 授 河 内 祥 輔  
副 査 教 授 南 部 昇  
副 査 教 授 菊 池 俊 彦

学 位 論 文 題 名

## 古代東北の蝦夷と北海道

### 審査の経過

審査委員会発足 平成15年3月14日  
第1回審査委員会 平成15年3月14日 審査方針と論文内容の検討。  
第2回審査委員会 平成15年5月29日 論文内容の検討。  
第3回審査委員会 平成15年9月12日 論文内容の検討と試問の準備。  
第4回審査委員会 平成15年9月29日 口頭試問の実施。試問結果の検討。  
第5回審査委員会 平成15年9月30日 審査結果の確定と報告書の作成。

### 審査の概要

古代の東北地方北部（現在の岩手県・秋田県以北）には、朝廷によって「蝦夷（えみし）」と呼ばれた住民集団が存在し、朝廷の支配に服さず、独立の領域と独自の文化圏を形成していた。本論文は、この蝦夷社会の構造を考察するとともに、蝦夷社会と周縁地域（北海道・沿海州などの北方地域、および仙台平野・横手盆地以南の地域）との関係を視野に収めつつ、朝廷による軍事侵攻の過程に分析を加え、その蝦夷支配政策、即ち、蝦夷の「公民」化政策の特徴と実態を分析することを中心的課題としている。さらに、北海道に眼を広げ、東北地方および朝廷との関係を通して現れる古代北海道の蝦夷の特性をも明らかにしようとしたものである。

かかる課題については既にかかなりの分厚い研究史の蓄積があり、また、その史料となる文献は量的に必ずしも豊かとはいえない。本論文の基本姿勢は、文献史料を解読し直すことによって新たな解釈の可能性を探るとともに、考古学の成果にも依拠し、蝦夷の実像を多面的に捉え直そうと試みている。

第I部は東北地方の蝦夷に関する研究である。その第一章における主張は主に次の3点にある。第1に、胆沢の蝦夷と陸奥国の一般公民との間にみられる連携・連帯と坂東地方における抵抗運動により、戦乱は38年もの長期に及んだこと、第2に、胆沢地方の蝦夷は農耕民とみなされるべきであること、第3に、朝廷軍の徹底した焦土作戦によって蝦夷社会は荒廃に瀕し、蝦夷の抵抗も終焉することになったこと、であるが、これらの論旨は説

得力に富む。次の第二章は、服属した蝦夷に対する朝廷の支配政策・身分編成と、その「公民」化の過程の分析である。服属した蝦夷はすぐに公民（百姓）と同じ身分になるのではなく、「夷俘」や「俘囚」と呼ばれる身分に編成された。この「俘囚」と「夷俘」とは区別された用語であるとするのが、関口氏の最も重要な主張である。さらに、この服属蝦夷政策は弘仁2年（811年）に大きく転換し、「俘囚」の陸奥・出羽への残留と「夷俘」の全国各地への移住などの諸政策が実施され、「俘囚」と「夷俘」はそれぞれに軍事警察力として利用されつつ、「公民」化が進められたとする。この第一章と第二章は本論文の中核をなすものであり、蝦夷研究に新生面を開いた大きな成果であると認められる。

第Ⅱ部は古代北海道に関する研究である。第一章から第五章にわたって展開される分析は、北海道古代史の解明という困難な課題に斬新な光を当てたものであり、それぞれに意欲的な成果として評価することができる。

第Ⅲ部は以上の蝦夷論に付随する形で、国分寺という地方官寺と郡という地方行政制度のあり方を分析したものであり、朝廷の蝦夷支配政策と全国的政策との関連が明らかにされている。

以上のように、本論文は古代の「蝦夷」を多方面から詳細に分析し、多くの新しい有益な知見を提供している。東北地方のみならず北海道にも関心の主軸を置き、分析対象を広域化したこと、交易を重視し、交易関係を基礎に朝廷支配の構造を解明したことなどに新鮮な視角がみられる。分析方法も文献史料の解読を中心としながら、考古学の成果にもつねに配慮が加えられている。研究成果としても、蝦夷社会を解明し、朝廷の蝦夷支配政策を解明するという課題は十分に果たされたと認められる。

以上の本論文の有する学術的価値に鑑み、本審査委員会は、全員一致で関口明氏は博士（文学）の学位を受けるにふさわしいとの結論に達した。